別表六（二十七）付表　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(二十一)の表中「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・震災特例法第17条の２の３（旧震災特例法第17条の２）」を「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・震災特例法第17条の２の３」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「７の㉖」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「７の㉘」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「７の㉕」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「７の㉗」）」に改め、同表の記載要領第１号中「改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の２第２項若しくは第３項」を「改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の２第３項」に改め、同号㈢中「及び」を「又は同項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定があつた日（当該特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があつたことにより新たに認定特定復興再生拠点区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第17条の２の３（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）に規定する認定特定復興再生拠点区域をいう。）に該当することとなる区域にあつては、当該変更の認定があつた日）のいずれか早い日及び」に改め、同表四号中「第17条の２第１項の表の第１号の第５欄に掲げる減価償却資産（同条第４項第１号イ又はハに掲げるものを除く。）」を「第17条の２第４項第１号ロ及びニに掲げる減価償却資産並びに平成32年４月１日から平成33年３月31日までの間に取得又は建設をした同号ヘに掲げる減価償却資産」に改め、同表五号中「別表六（二十三）「７」又は別表六（二十三）付表「２」」を「別表六（二十七）「７」又は別表六（二十七）付表「２」」に改め、同表を別表六(二十五)とする。

別表六(二十)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「７の㉓」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「７の㉖」）」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の」を加え、「及び第８項」を削り、「特別控除）」の次に「又は同項及び同条第８項」を加え、同表を別表六(二十四)とする。